



電子政府を実現し、世界第3位を目指せ

～ 行政手続効率化でビジネス環境ランキング 26 位からの飛躍を ～

2017 年 8 月

公益社団法人 経済同友会

目次

| | |
|---|----------|
| はじめに | 1 |
| 行政機関間のバックヤード連携の徹底と電子政府・電子自治体の推進 | 3 |
| 1. ワンスオンリーの徹底 | 3 |
| 2. 国と地方公共団体との情報連携 | 4 |
| 3. 世界トップランクの電子政府を目指した国のリーダーシップ | 6 |
| オンライン・ワンストップ化がもたらすビジネス環境ランキングの改善 | 6 |
| 1. 法人設立手続 | 7 |
| 2. 税・社会保険の申告・納付手続 | 8 |
| おわりに | 8 |
| 参考資料：事業者が負担を感じている各種手続 | 9 |
| 1. 税・社会保険 | 9 |
| 2. 地方公共団体ごとの差異 | 11 |
| 3. 調査・統計 | 13 |
| 4. マイナンバーの利活用 | 13 |
| 5. 申請・届出等 | 13 |
| 6. 電子申請 | 14 |
| 7. その他 | 14 |

はじめに

2016年6月に閣議決定された『日本再興戦略 2016』において、政府は、「外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続の抜本的な簡素化について1年以内に結論を得る」とともに、「事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとし、事業者目線で規制・行政手続コストの削減への取組を、目標を定めて計画的に実施する」こととした。これを受け、対日直接投資推進会議における各種制度の改革と並行して、規制改革推進会議の投資等ワーキング・グループや行政手続部会においても、規制・行政手続コストの削減に向けた取り組みが進められている。

事業者目線での規制・行政手続コストの削減は、日本では初めての取り組みであり、国内のビジネス環境の改善と生産性の向上をもたらす重要な一歩であることから、大いに推進すべきであるが、①これが確実に実行されること、②PDCAを通して常に改善されること、③スピード感をもって臨むこと、④官民双方の働き方改革につながる抜本的な効率化策を優先すること——が求められる。

本会も、昨年11月に内閣府と合同で『事業者の規制・行政手続の簡素化に関する調査』を実施した。その結果、事業者にとって負担の大きい手続のトップ10は以下の通りとなった(図表1)。詳細は本提言末尾の参考資料に掲げたが、各種手続の効率化・簡素化の実現を求めたい。

図表1 事業者の規制・行政手続の簡素化に関する調査結果(抜粋)

| 手続の種類 | 割合(%) |
|-----------------------|-------|
| 社会保険に関する手続 | 52.0 |
| 従業員の納税に係る事務(所得税、住民税) | 49.7 |
| 地方税の申告・納付 | 46.8 |
| 国税の申告・納付 | 45.7 |
| 調査・統計に対する協力 | 43.4 |
| 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 | 41.6 |
| 営業の許可・認可に係る手続 | 37.6 |
| 従業員の労務管理に関する手続 | 32.4 |
| 補助金の交付申請時の手続 | 20.8 |
| その他事業活動に必要な事項に関する手続 | 19.7 |

(注) 負担が大きいとの回答が多かった10項目を抜粋
本会会員所属企業回答分(N=173)

| 負担の内容 |
|---|
| 提出書類の作成の負担が大きい |
| 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等) |
| 手続のオンライン化が全部又は一部されていない |
| 手続のオンライン化はされているが使いにくい |
| 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない |

(注) 同様の回答が多かった5つを抜粋

他の経済団体も同時に調査を実施しており、ほぼ同様の結果が出た。これを受け、本年3月には経済三団体で共同提言『規制改革・行政手続の簡素化・IT化の一体的推進について』を公表したところである。

こうした事業者のニーズ等を踏まえ、本年3月、行政手続部会は、以下の重点9分野について、①行政手続の電子化の徹底（デジタル・ファースト）、②同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー）、③書式・様式の統一——を3原則に、2020年3月までに事業者の作業時間を20%削減するとの目標を設定した¹（図表2）。

図表2 重点9分野

- ・ 営業の許可・認可に係る手続
- ・ 社会保険に関する手続
- ・ 国税
- ・ 地方税
- ・ 補助金の手続
- ・ 調査・統計に対する協力
- ・ 従業員の労務管理に関する手続
- ・ 商業登記等
- ・ 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行

（資料）規制改革推進会議 行政手続部会
『行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～』

一方、本会では、日本のビジネス環境において改善すべき事項についても、世界銀行の担当チームとのTV会議等を通じ、数回にわたり分析した。2013年6月の『日本再興戦略－JAPAN is BACK－』以来、政府は、「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキング（Doing Business）において、先進国中3位以内に入る」というKPIを掲げているが、目標に反し、年を追うごとに順位は低下している（図表3）。

¹ 本年3月29日の規制改革推進会議における安倍晋三総理大臣の指示は以下の通り。
「東京オリンピック・パラリンピックを開催する2020年までに、営業の許認可など事業者負担の重い分野について、行政手続コストの20%以上の削減を目指します。そしてまた、全ての分野について、まず行政手続を電子手続のみで完結できるようにすること。2番目に、同じ情報は一度だけ提出すれば済むこと。そして3番目に、書式・様式は統一されたものを使うこと、という3つの原則を徹底するよう、しっかりと指示いたします。各省庁に対しては、本年6月までに削減計画を策定し、公表することを指示いたします。規制改革推進会議の公開プロセスにおいてレビューを行い、進捗を管理します。加えて、地方公共団体の手続についても、同じ趣旨の手続であっても自治体ごとに書式・様式が異なり、多くの作業時間がかかる場合があるといった実態があります。地方公共団体においても、国の取組と連携して改善するよう協力を要請します。」

図表3 日本のビジネス環境ランキング

| Doing Business | 先進国中の順位 |
|----------------|---------|
| 2013 | 15 |
| 2014 | 19 |
| 2015 | 22 |
| 2016 | 24 |
| 2017 | 26 |

- (注) 1. “Doing Business 2017”において日本の全体順位(34位)を上回るOECD非加盟国・地域は、シンガポール(2位)、香港(4位)、マケドニア(10位)、台湾(11位)、ジョージア(16位)、リトアニア(21位)、マレーシア(23位)、UAE(26位)。
 2. 計算方法の見直しや対象国の追加が随時行われているため、当初公表時のランキングとは必ずしも一致しない。
 (資料) 世界銀行“Doing Business”各年版、『未来投資戦略2017』、『日本再興戦略』各年版

我々は、上述の、デジタル化の徹底、ワンストップ化、ワンスオンリー、書式・様式の統一による国内における生産性の向上が、同ランキングの向上に大きく貢献すると考える。そこで、本提言では、まず、行政手続の簡素化・効率化に関する提案を行う。

行政機関間のバックヤード連携の徹底と電子政府・電子自治体の推進

各府省は、本年3月の行政手続部会の取りまとめを受け、7月4日に、重点9分野における行政手続コスト削減に向けた基本計画を公表した²。同計画は、今後、行政手続部会による点検を経て、2018年3月までに改定されることとなっている。現在は、府省ごとに基本計画を取りまとめた段階であり、例えば税と社会保険手続のワンストップ化のように、府省の枠を越えた効率化は盛り込まれていない。

今後は、第一に、点検プロセスの中で府省間の調整を行い、全体最適を図ること、第二に、計画改定後も継続的にPDCAを回すとともに、ユーザーに利活用を促す周知・教育を行うこと、第三に、中央省庁のみならず、市区町村を含む地方公共団体まで一貫した手続の電子化とバックヤード連携を進めることが重要である。

1. ワンスオンリーの徹底

本年秋には、マイナンバー制度に基づき、行政機関間の情報提供ネットワークシステムが本格運用される³。これにより、例えば国税庁から厚生労働省への情報提供は、電子媒体による受渡からオンラインへと変わり、更新頻度も年2回から毎月へと高まる予定である。現在は、源泉徴収義務者に関する情報のみが提供されているが、提供項目に個人の所得情報を追加することで、国税庁から厚生労働省へのさらなる情報連携が進めば、事業者による厚生年金保険にかかる被保険者賞与支払届や被保険者報酬月額算定基礎届等の提出は不要となる。

² <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/keikaku/list.html>

³ 本年7月18日から試行運用が開始され、3ヵ月程度で本格運用を開始する予定。

基本計画では、オンラインまたはCD・DVDによる申請への切り替えにより、それぞれ14%、13%の削減効果が見込まれるとしているが、廃止すれば100%削減も期待できる。行政手続部会には、こうした観点から府省の枠を越えた効率化を目指し、ワンスオンリーの徹底を図ることを求める。

地方公共団体の事務についても同様である。例えば、住民基本台帳法は、転居時に、あらかじめ転出を届け出た上で、転入をした日から14日以内に転入を届け出ることと定めている。現在も、転入地市町村長と転出地市町村長の間では、ネットワークを通じて当該情報が連携されているにも関わらず、転出・転入双方の届出を行わなければならない。本来は、単に転入手続のみを行えば足りるはずであり（ワンスオンリー）、事業者目線に加え、こうした住民目線の規制・行政手続コストの削減も進めることで、社会全体の効率化・生産性向上が図られる。

また、総務省では、2019年度末における実施団体の人口の合計が1億人を超えることを目標に、特別交付税措置の上限額を引き上げ、戸籍証明書等のコンビニエンスストアでの交付を進めている。しかしながら、こうした証明書等の大半は別の行政機関等に提出されているため、バックヤード連携により行政機関等の間で直接照会を行えば、これらの提出は必要ない。本年3月のIT総合戦略本部において総理指示があった通り、「官民全体で約1,000億円超のコストとなっている住民票や戸籍の写しの提出を原則不要とする」ための取り組みこそを加速させるべきである。

加えて、『事業者の規制・行政手続の簡素化に関する調査』においては、「調査・統計に対する協力」に負担を感じているとの回答が43.4%に上った（図表1）。GDP統計の精度向上等を図るための統計改革を通じ、企業の報告負担は大きく増加することが懸念される。公開情報や行政機関の保有する情報等で代替可能な統計調査の廃止や縮減を進めることにより、企業による情報提供の簡素化・効率化を急ぐ必要がある（ワンスオンリー）。

2. 国と地方公共団体との情報連携

政府は、本年5月に決定された『デジタル・ガバメント推進方針』に基づき、年内に政府横断的な実行計画を、2018年上半期を目途に、各府省庁における中長期の戦略的な計画を策定することとなっている。また、官民データ活用推進基本法の規定により、47都道府県には、官民データ活用推進基本計画に即し、都道府県官民データ活用推進計画を策定することが義務づけられている。しかし、市区町村については努力目標に留まっている。

『事業者の規制・行政手続の簡素化に関する調査』では、地方公共団体間の様式・書式のばらつきを指摘する声も多くみられた。したがって、行政手続の電子化は、市区町村を含めたすべての地方公共団体について、徹底した施策をとるべきである。

国際連合経済社会局が2年ごとに公表している電子政府ランキングによれば、2014年から2016年にかけて、日本は6位から順位を5つ落として11位となった（図表4）。これは、手続の電子化をベースとした情報連携のスピードが十分でないことを示している。

図表4 電子政府ランキングの推移

| | 順位（2014年） | 順位（2016年） |
|----------|-----------|-----------|
| 英国 | 8 | 1 |
| オーストラリア | 2 | 2 |
| 韓国 | 1 | 3 |
| シンガポール | 3 | 4 |
| フィンランド | 10 | 5 |
| スウェーデン | 14 | 6 |
| オランダ | 5 | 7 |
| ニュージーランド | 9 | 8 |
| デンマーク | 16 | 9 |
| フランス | 4 | 10 |
| 日本 | 6 | 11 |
| 米国 | 7 | 12 |

（資料）国際連合経済社会局 “E-Government Development Index”

マイナンバー法については、施行から3年を迎える2019年1月を目途に、利用範囲の拡大を含む同法の見直しを行う⁴ことと定められている。この機をとらえ、情報連携の進展を妨げている根本原因をすべて洗い出し、対策を講じることを求める。同時に、特に取り組みの遅れている、市区町村を含む地方公共団体における電子行政の推進にも全力を挙げる必要がある。スピード感を持って改革を進めるべく、IT総合戦略室を、各府省はもちろん地方公共団体に対しても強いリーダーシップを発揮できる組織へと改組・改編⁵すべきである。

⁴ 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 附則 第六条】

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

⁵ 例えば、電子政府ランキングでも上位にランクしている韓国の「国家情報化推進委員会」（大統領がトップで各省の大臣と専門家がペアになり、会議で課題を抽出。その下に国務総理がトップで副大臣と有識者から構成される実務委員会があり、さらにその下にある500名規模のシンクタンクが実務を遂行）および「政府統合電算センター」（盧武鉉元大統領が各省から電算部門を切り出して統合。中央省庁や自治体には小さなコンピューターしかなく、他のシステムはすべて同センターにある）のような組織を参考に、IT総合戦略室がシステム予算を一括管理する仕組みとすることも一案。

3. 世界トップランクの電子政府を目指した国のリーダーシップ

政府は事業者目線の規制・行政コスト削減に取り組んでいるが、ユーザー目線の公共サービス改革という意味では、住民・事業者と地方公共団体の関係も同様である。これまで、地方自治の観点から、電子行政の推進や各種手続の効率化について、地方の自主性が何よりも尊重されてきた。しかしながら、地方公共団体における一般行政部門の職員数が減少し、財政状況にもばらつきがみられる中、各種行政手続のオンライン化のスピードはまちまちで、こうした小さな違いの積み重ねが地方創生のブレーキともなっている。

例えば、電子申請については、都道府県ごとに設けられた電子自治体共同運営協議会がプラットフォームを用意しているが、コストの制約等により、公的個人認証に対応しているものと非対応のものがある。また、市区町村が選択可能なメニューも協議会ごとに異なり、依然として、書式をダウンロードできるのみで手続は窓口・郵送で行わなければならない地方公共団体が多い。さらに、電子申請ができる場合でも、結果通知書を受け取った上で、証明書等を窓口に取りに行くか、郵送で受け取る場合は、手数料を支払うための定額小為替⁶等を買いに郵便局に行かなくてはならないという極めて非効率な仕組みになっている。

世界トップランクの電子政府を目指す第一歩として、各府省・地方公共団体を含めた全体最適と効率化を進める。まずは各種申請・受領・納付等に関して地方公共団体間で書式の統一と手続の標準化を図り、国が一括してシステム開発を行うべきである。

オンライン・ワンストップ化がもたらすビジネス環境ランキングの改善

図表3で見た通り、ビジネス環境ランキングにおける日本の位置は下がり続けている。“Doing Business”は、10の分野ごとに、各国のビジネス環境が最も先進的な国からどの程度遅れを取っているか（Distance to Frontier）を数量化し、比較している。2017年版のランキングを分野別に見ると、“Starting a business”（89位）や“Getting credit”（82位）、“Paying taxes”（70位）の順位が特に低い（図表5）。

これらのうち、“Starting a business”（法人設立）および“Paying taxes”（税・社会保険料の納付）については、現在検討が進められている行政手続簡素化の取り組みが、ビジネス環境ランキングの向上に大きく貢献する。

⁶ 50円、100円、150円、200円、250円、300円、350円、400円、450円、500円、750円、1000円の12種類があり、全券種共通で1枚当たり100円がかかる。

図表5 日本のビジネス環境ランキング（分野別）



(注) カッコ内は当該分野の順位
 (資料) 世界銀行 “Doing Business 2017”

1. 法人設立手続

“Doing Business 2017”では、①社名等の重複確認（1日未満）、②法人印の作成（3日）、③法務局への法人登記（定款認証等を含む）・印鑑登録等（3日）、④税務署への法人設立の届出等（1日）、⑤都道府県税事務所への事業開始の届出（1日）、⑥労働基準監督署への労働保険関係成立届・就業規則等の提出（1日）、⑦社会保険事務所への健康保険・厚生年金保険新規適用届の提出（1日）、⑧ハローワークへの雇用保険適用事業所設置届の提出（1日）——という8つの手続に計11.2日を要するとされている。

日本でも、オンライン・ワンストップ化が実現すれば、最も先進的とされるニュージーランドに並ぶ評価になる。法人設立の容易さと生産年齢人口あたりの起業数に関する分析⁷によれば、手続が40%以上、コストと期間が50%以上削減されることにより、起業が優位に増加する。政府が『日本再興戦略 2013』において成果目標に掲げた「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になる」に一步近づくこととなる。

⁷ Leora Klapper and Inessa Love, “The Impact of Business Environment Reforms on New Firm Registration” The World Bank Policy Research Working Paper 5493 (October, 2012) による。

2. 税・社会保険の申告・納付手続

“Doing Business 2017”では、①税・社会保険の費目数と頻度⁸、②主要な3つの費目の申告・支払にかかる時間、③税・社会保険料等が税引前利益に占める割合、④付加価値税（消費税）の還付や法人税の監査に要する時間——の4項目から構成されている。

日本の財政状況を踏まえれば、③の負担割合を大幅に引き下げることが現実的ではない。①の費目数を比較すると、日本の14に対し、最も先進的とされる香港は3と、約5倍の差がある。これは、手続のオンライン・ワンストップ化が進んでいるためであり、日本においても、法人番号・マイナンバーを活用した情報連携を直ちに実現し、申告・納付プロセスのオンライン・ワンストップ化を進める必要がある。

日本においても、先に述べた手続の簡素化・効率化が進めば、国内の生産性のみならず、立地競争力やビジネス環境ランキングも向上し、ひいては対日直接投資の増加にもつながる。

おわりに

本提言では、①手続の電子化とワンズオンリー、ワンストップ化、②国と地方公共団体間の情報連携、③手続の標準化やシステム投資における政府のリーダーシップ——という3つの重要性と、国内の効率化が対日直接投資の増加につながることを述べて来た。最後に強調したいのは、改革スピードの遅さと目標設定の低さに対する危機感である。

「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、先進国中3位以内に入る」という政府目標の達成期限まで、残り3年を切ったが、直近の評価は26位と、2013年の目標設定時に比べ大きく順位を落としている。これは、日本が何もしていないのではなく、諸外国が日本よりも早いスピードで改革を進めているためである。投資先の選択は常に相対評価であり、現に遅れを取っている以上、対内直接投資を増やすためには、諸外国を上回るスピードで改革を続けることが欠かせない。

「3年間で20%削減」という目標はあくまで最低ラインである。本年3月の総理指示を徹底すべく、政府には、50%削減に向けた取り組みを直ちに加速させるリーダーシップを期待する。

以上

⁸ オンラインで一元的に申告・支払が可能な費目はゼロとカウントされる。

参考資料:事業者が負担を感じている各種手続【自由記述編】

(事業者の規制・行政手続の簡素化に関する調査結果より)

1. 税・社会保険

- ・国民年金第3号申請手続が複雑。事例によっては添付書類が多数必要で、従業員が書類提出を完了するまでに長い期間を必要とする。従業員への説明や督促も事務担当者にとって負担となっている。
- ・年末調整の保険料控除申告がこの10年間で複雑になってきている。多くの従業員が誤った記入内容で提出してくるため、事務担当者の訂正作業量が激増している。保険料控除は医療費控除と同様に自分で確定申告する等の大幅な見直しを期待する。
- ・年末調整の住宅借入金控除は借換や共同名義の事例が多くなる一方で、借換や持分割合等を毎年理解できない従業員が多く、借換時点でのローン額の管理や従業員への説明に毎回時間を要するため、借換や共同名義者分だけでも確定申告となるよう見直しを期待する。
- ・年末調整の配偶者特別控除申告の際、従業員にとっては配偶者の所得金額を正確に見積もることが難しく、配偶者の所得金額に実際の金額と差が発生するため税務署から扶養是正の指摘を受けることになっている。所得の定義を単純化するなどしないことには、年末調整の正確さが高まらない。
- ・住民税の税額決定通知書は、マイナポータルに掲示する等により、事業主の義務である通知書の配付を廃止していただきたい。廃止が困難な場合は、せめて様式（大きさ、表示内容）の統一を図っていただきたい。
- ・税額決定通知が紙ベースのため、入力作業の手間が大きい。入力ミスも発生することから、データで通知してもらいたい。
- ・税等の還付手続に際し、添付資料を簡素化していただきたい。
- ・国税庁の判断が、担当者によって異なる。例えば源泉税の取り扱いが標準化されていないため、その時々で指示が変わり是正を求められるケースがある。
- ・年末調整には多大な工数がかかるため、処理方法を毎年検討して対応しているが、申告書の書式が直前まで公示されないため、特定の時期に業務負荷が集中している。
- ・法人税の電子申告は送付可能なデータ容量が小さいため紙で提出せざるをえない。
- ・償却資産税の申告に関し、一部の自治体では電子申告を受け付けていない。
- ・求められる添付書類がハローワークごとに異なっており、円滑な事務の障害になっている。

- ・年金事務所やハローワークについて、質問に対する回答が場所ごとに異なるため、事業者としても業務の標準化ができない。時には同じ場所でも対応者により回答が変わることがある。
- ・労災保険の申請はケースごとに提出書類が異なり分かりづらい。
- ・就業規則変更一括届を、複数の提出先分大量にコピーしている。
- ・地方税関連の書式は都道府県でバラバラなので統一してほしい。
- ・事業開始時の国税に関する届出のうち、外国会社は定款の和訳が必要なため、翻訳に時間と多額の費用が掛かる。
- ・国税・地方税の納付に際し、所定の納付書の使用が指定されている場合があり、当座口座からは小切手での納付が必要となってしまう。オンラインによる銀行振込に完全対応いただきたい。
- ・住民税の特別徴収にかかる通知書の発送が月2回という市町村があり、給与支払処理に間に合わないことが多々ある。通知書の到着までに時間がかかることで、特別徴収額の本人への通知を円滑に行うことができず、翌月に2ヵ月分徴収するケースもある。特別徴収を推進するのであれば、市町村からの通知の頻度をあげていただきたい。
- ・源泉徴収票のblankフォームをEXCEL形式で提供してほしい。
- ・住民税に関して、説明・手続・決定通知等、いずれの内容、必要項目とも全ての市区町村でほとんど違いがないにも拘らず、説明冊子の記述・様式、記入フォームの項目、用紙サイズが不統一である。
- ・法人税について、現状の国税の申告書作成、申告手続に非常に手間がかかり、また誤りも発生しやすいため見直していただきたい。特に、償却方法やその他会社ステータスの変更手続をオンライン化するとともに、いつでも現状確認ができるようにしていただきたい。
- ・地方税について、会社ステータスの変更手続等は、現状紙ベースであり、自社のステータスを確認する方法もない。オンラインで手続し、現状を確認できるようにしていただきたい。また、国税でも同様の手続をしているので、情報を共有してもらい、納税者の負担を減らしていただきたい。
- ・法人税法、租税特別措置法等の適用要件につき判断や確認に手間がかかっているため、簡素化していただきたい。
- ・法人事業税、法人住民税について、申告・徴収を国税と統合して欲しい。

- ・印紙税申告手続に関し、判断が難しい契約が多く、また、書面の形式により同様の内容であっても税額が変わるなど、分かりにくい。迅速に契約締結、履行する妨げとなっている。
- ・固定資産税資料（課税明細）について、単独名義のものについてはデータでも交付されるようになったが、複数名義の場合、内容の確認に非常に手間がかかっている。全ての課税内容につき、データで明細を交付していただきたい。

2. 地方公共団体ごとの差異

- ・住民税決定通知書（個人宛）の交付について、各市区町村で書式（形態・大きさ等）が異なり、社内での仕分・発送準備にかなりの時間を要している。交付までの時間的制約もあり、負担が大きい。書式の統一あるいは市区町村からの直送を検討願いたい。
- ・住民税に関し、「異動届」「特別徴収切替申請書」等の書式ならびにそれに伴う事務の流れが、市区町村により異なり、事務の停滞や再作成等の負担が恒常的に発生している。書式や事務フローを国主導で統一していただきたい。
- ・就労証明書についての書式、内容、基準が市区町村により異なり、証明内容、時間外日数、時間数の平均などすべて手書き対応になっている。ケースによっては照会や再作成も発生することから、負担が大きい。発行依頼時期が集中しているほか、女性が働きやすい環境づくりにより、保育所、学童保育等にかかる就労証明書の件数は増加しており、発行にも時間がかかることから申請手続に支障がでかねない。
- ・従業員からの請求に基づき発行する就労証明書に関し、市区町村の所定フォームがPDFだけでEXCELが無い場合が多い。PDFの場合、都度手書きをしなければならぬ。
- ・年末調整後に各市町村に提出する給与支払報告書の書式が市町村ごとに異なっている。
- ・代表者変更手続が、中央官庁、出先機関、地方自治体ごとにバラバラなので統一していただきたい。
- ・地方公共団体は、登録・入札システム化されていないところが多いほか、システム化されていても団体ごとにさまざまなシステムを開発している。これらが統一されれば、企業は専門の担当者を一人置けば済むようになる。
- ・地方公共団体によって電子申請への対応に違いがある。滋賀県や神奈川県は確認の電話をしてくれるが、東京は全てエラーで返されるほか、電子申請に対する結果通知が遅い。

- ・都市計画法上の開発許可申請や農振法上の農用地からの除外申請等に際し、担当者により見解に相違がある。また、受付期間が限定されており、処理に要する期間が長い。
- ・地方自治体により建設業の登録に要する時間が異なる。
- ・産業廃棄物収集運搬業の許可手続において、自治体ごとに審査基準が異なる。
- ・森林整備事業の申請に際し、都道府県により求められる提出書類が異なる。
- ・市区町村が新たに条例を制定・施行し、事業者に市区町村への登録を求めるケースにおいて、各業法で求められる監督官庁への登録・届出と重複した内容・手続を求めることが多い。条例制定時には、さまざまな事業の業法を含め、他の法令の目的・趣旨や内容と重なる二重行政とならないよう、制度内容・運用に十分に配慮いただきたい。
- ・屋外広告業登録は、工事を施工しようとする都道府県・政令市・中核市の全てに対して行わなければならない、また、書式・添付書類も自治体ごとにバラバラである。全国で施工する会社にとっては、登録・更新にかかる労力が大きいため、例えば、建設業許可のように、全国で施工する会社は所管府省の長に登録することによって、他の自治体への登録は不要となるような法改正を望む。
- ・大気、水質の特定施設設置届出において、担当者によって要求・判断基準が異なり、以前は受理されていたものを含めて、過去のすべての届出の修正を求められたケースがある。また、法に上乗せした条例を有している地方公共団体が多く、複数の県で事業をしている事業者にとって負担が大きい。
- ・理容所・美容所開設者地位承継届（合併・分割）に関し、保健所ごとに対応が大きく異なるほか、オンライン化が不十分である。また、根拠不明の資料提出を求められるケースもある。加えて、一部の保健所においては確認済証に地位承継事項を裏書する必要があり、申請と受領のため窓口を2度訪れなければならない。裏書しない保健所が多数を占めている現状を考えると不要な手続ではないか。一連の手続（申請書類の受取・提出、確認済証の裏書など）を郵送で対応していただきたい。
- ・薬局・店舗販売業等の開設許可等について、多くの都道府県は独自の「薬局等許可審査基準及び指導基準」を作成・公開し、当該基準に基づき許可付与・指導を行っているが、同一県内でも管轄保健所によって指導内容が異なることがある。このような、透明性が確保されない手続は、事業の拡大を阻む要因となる。

3. 調査・統計

- ・毎月勤労統計調査で取り扱うデータ項目が多く、3年にわたり集計作業に手間がかかる。データ項目および期間の見直しを期待する。
- ・民間給与実態調査に回答するための工数が大きい。マイナンバーの活用により、廃止・簡略化を検討すべき。
- ・特に、総務省の経済センサスの負担が大きい。
- ・同時期に異なる省庁（総務省、厚生労働省、経済産業省など）から調査票がバラバラと届く。内容が重複している調査項目もある一方で、対象期間が異なる項目がある。また、同じ調査でも都道府県により調査時期に差があり、同様のデータを何度も作成するのは非効率である。
- ・総務省、国土交通省からの調査依頼の負担が大きい。全国展開する企業にとっては地域ごとに集約する手間が大変である。

4. マイナンバーの利活用

- ・マイナンバー制度への対応のために増加する工数・費用が、従業員や事務担当者にとっての利便性とバランスしていない。
- ・マイナンバー提供に同意しない個人事業主に対する説得を事務担当者が担っている状況について、行政が現状を正しく認識し、速やかに改善策をとっていただきたい。
- ・住民税の税額決定通知書（特別徴収義務者用）にマイナンバーが記載されているが、地方自治体、企業ともに利用することのない情報であり、誤配などによる情報漏えいのリスクを踏まえ、記載は廃止すべき。

5. 申請・届出等

- ・特定原産地証明の申請に際し、製品を構成する部品の割合とHSコードを調べる必要があり、工数・費用負担が大きい。
- ・特定原産地証明について、特注設備の輸出等を行うケースでは、「原産品判定」で求められる資料ボリュームが膨大なことや、入手が難しい内容（何万点に上る設備の部品の原産地を全て確認することが困難、外注製作部分においては詳細なコスト明細の開示を受けられず、原産資格割合の明示が困難）があることから、EPA制度を有効利用できない。
- ・原料原産国表示制度への対応に、多大な工数と費用を要している。

- ・危険物包装許可（危険物船舶運送及び貯蔵規則）について、申請時の提出書類も多く、許可までに要する期間も長い（直近では1.5カ月）。
- ・防火・防災管理者選任（解任）届出書について、様式はダウンロード可能だが、管轄消防署まで申請に出向く必要がある。オンライン申請または郵送対応を検討いただきたい。
- ・薬局開設許可、店舗販売業許可の取得、変更手続においては、準備すべき書類が多いうえに、作成・押印・提出までの負担が大きい。特に、届出事項変更（異動）届は、薬局または店舗に従事する薬剤師・登録販売者の異動等、届出事項に変更がある度に提出が義務付けられており、多店舗展開する法人事業者に多大な負担を強いている。
- ・特殊車両通行許可制度について、設備等をスポットで輸送する場合、すぐに運びたいケースがほとんどだが、許可が下りるまでに要する期間が分からないため、輸送や設備工事の計画が立てられない。

6. 電子申請

- ・電子申請について、「文字数制限、漢字やアラビア数字に対応できないものがある」「ファイル形式の種類が少ない」等により使いにくい。
- ・制度改正等があった場合、旧書式で申請するとエラーになるが、仕様チェックプログラムは最新版への更新がされていないので、新書式で作成したうえで、旧書式に直してチェックをかけ、再度新書式になおして電子申請を実施している。
- ・役務における電子入札システム、電子納品システム等の導入に地方自治体によりバラつきがある。
- ・中央官庁の入札システムはほぼ統一されたが、システム自体が使いづらい。特に原子力規制庁では入札結果や報告書が掲載されていないので情報不足であると感じる。
- ・法人の印鑑証明書をオンライン請求する際、請求の都度、代表取締役本人が関与する仕組みになっており、仕様が現実的でない。

7. その他

- ・土日・祝日等の官庁執務時間外は税関が対応できないため、船舶の乗組員の交代ができないケースがある。事前申請・電子申請などを検討いただきたい。
- ・森林経営計画の策定に際し、計画の追加、変更等に時間がかかる。

- ・環境アセスメントについて、提出書類が多く、また調査に時間がかかる。
- ・ZEH補助金では、写真や性能を証明する書類の提出が多い。また、問い合わせても処理の進捗が分からなかったり、担当者の対応にばらつきがあったりする。
- ・ETC2.0を利用した特車ゴールドの申請について、型番がすべて同じ車両を同日に申請しても、各々協議が必要となり時間が掛かる。
- ・国・地方公共団体からの各補助金（事業）について、政治資金規正法第22条の3の適用を受けるか否か、予め募集要綱に記載していただきたい。
- ・経済産業省の委託事業について、契約締結前に見積根拠、積算内訳等の詳細を提出して契約に至っているが、契約完了時に改めて精算が必要になっている。受託者側、委託者側（政府）ともに精算手続に多大な労力を要しており、精算ではなく、成果品の検収により支払が認められれば、双方にとって効率的な契約完了処理ができるようになる。例えば世界銀行では、契約時には見積もり内訳（国内で求められるほど詳細ではない）を提出するが、完了時には成果品のチェックを受けて検収されれば支払が行われる。
- ・保安管理業務の外部委託申請等に係る手続について、全国産業保安監督部の各技官により解釈に違いがある。そのため、提出書類が異なり処理が煩雑である。
- ・保安業務従事者（法人）から電気管理技術者（個人）への移行について、法人で手続した上で、個人でも手続が必要である。
- ・温暖化対策等に関し、法令・条例ごとに報告書・計画書の提出を求められるが、内容に重複があり、府省・地方公共団体間で連携いただければ事業者の負担が減る。特にCO2排出量に関しては、電気・ガス・水道等の使用量に掛ける係数が府省によって異なるためわかりにくい。

以上

参考資料：事業者が負担を感じている各種手続【集計表】

| | 申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい | 提出書類の作成の負担が大きい（社内の事務作業（書類収集作業含む）や社外専門家への支払等） | 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる（例えば、自治体毎、地方部局毎等） | 審査・判断基準が分かりにくい | 同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる | 要求根拠が不明の資料の提出を求められる | 同様の書類を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない | 手続のオンライン化が全部又は一部されていない（添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等） | 手続のオンライン化はされているが使いにくい（紙で提出した方が手続が早く完了する等） | 手続に要する期間（処理期間）が長い | 手続に要する期間（処理期間）が事前に示されない | 申請を受理してもらえない | 申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない |
|---|-----------------------|--|--|----------------|-----------------------------------|---------------------|--------------------------------|---|---|-------------------|-------------------------|--------------|-----------------------|
| 01. 営業の許可・認可（所管官庁の事業法を含む）に係る手続（変更申請、事業報告、届出 | 25 | 54 | 19 | 22 | 18 | 13 | 19 | 25 | 2 | 22 | 11 | 1 | 18 |
| 02. 産業保安に関する手続 | 4 | 11 | 3 | 4 | 4 | 0 | 2 | 6 | 4 | 5 | 5 | 1 | 6 |
| 03. 施設の安全（消防等）に関する手続 | 13 | 26 | 12 | 9 | 16 | 6 | 8 | 15 | 5 | 6 | 6 | 2 | 8 |
| 04. 化学品等の安全管理に関する手続 | 10 | 19 | 5 | 8 | 7 | 3 | 5 | 9 | 3 | 5 | 2 | 1 | 8 |
| 05. 生活用品、食品等の安全・表示に関する手続 | 1 | 3 | 0 | 3 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 2 | 0 | 1 |
| 06. 個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続（貿易管理、検疫、原産地証明など） | 10 | 13 | 2 | 15 | 7 | 3 | 1 | 5 | 2 | 8 | 5 | 0 | 8 |
| 07. 港湾における手続 | 3 | 6 | 4 | 5 | 9 | 0 | 2 | 5 | 2 | 6 | 5 | 1 | 5 |
| 08. 税関に対する手続 | 3 | 13 | 0 | 5 | 12 | 1 | 2 | 9 | 6 | 6 | 3 | 1 | 6 |
| 09. 道路、河川等の利用に関する手続 | 2 | 15 | 9 | 5 | 9 | 1 | 7 | 9 | 2 | 16 | 6 | 3 | 13 |
| 10. 行政への入札・契約に関する手続 | 9 | 23 | 21 | 7 | 9 | 7 | 8 | 15 | 9 | 8 | 6 | 0 | 9 |
| 11. 国税（法人税、所得税、消費税等）の申告・納付 | 36 | 64 | 11 | 19 | 10 | 9 | 13 | 41 | 30 | 8 | 7 | 0 | 14 |
| 12. 地方税（事業税、都道府県民税、事業所税等）の申告・納付 | 30 | 58 | 37 | 10 | 16 | 6 | 37 | 31 | 20 | 11 | 6 | 0 | 19 |
| 13. 社会保険に関する手続 | 29 | 67 | 22 | 23 | 32 | 10 | 29 | 41 | 33 | 37 | 14 | 0 | 38 |
| 14. 従業員の納税に係る事務（所得税（源泉徴収、年末調整）、住民税（特別徴収）） | 28 | 67 | 39 | 13 | 12 | 3 | 18 | 41 | 22 | 13 | 5 | 0 | 10 |
| 15. 従業員からの請求に基づく各種証明書類（就労証明書、源泉徴収票等）の発行 | 35 | 49 | 60 | 10 | 13 | 2 | 12 | 31 | 5 | 4 | 4 | 0 | 7 |

| | 申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい | 提出書類の作成の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等) | 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等) | 審査・判断基準が分かりにくい | 同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる | 要求根拠が不明の資料の提出を求められる | 同様の書類を、複数の組織・部署・窓口に出す必要がある | 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等) | 手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等) | 手続に要する期間(処理期間)が長い | 手続に要する期間(処理期間)が事前に示されない | 申請を受理してもらえない | 申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない |
|-------------------------------------|-----------------------|--|--|----------------|-----------------------------------|---------------------|----------------------------|---|---|-------------------|-------------------------|--------------|-----------------------|
| 16. 従業員の労務管理に関する手続 | 12 | 35 | 10 | 13 | 9 | 7 | 14 | 24 | 6 | 6 | 6 | 1 | 9 |
| 17. 調査・統計に対する協力 | 32 | 66 | 26 | 13 | 8 | 16 | 25 | 18 | 16 | 7 | 2 | 0 | 7 |
| 18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続 | 8 | 21 | 4 | 8 | 6 | 4 | 7 | 12 | 6 | 9 | 4 | 1 | 8 |
| 19. 土地利用に関する手続(都市計画、農地など) | 3 | 14 | 7 | 10 | 11 | 3 | 8 | 7 | 1 | 12 | 4 | 5 | 6 |
| 20. 環境保全に関する手続(環境影響評価など) | 7 | 22 | 8 | 11 | 11 | 4 | 9 | 10 | 0 | 19 | 8 | 1 | 12 |
| 21. 建物に関する手続(建築確認など) | 6 | 15 | 6 | 9 | 9 | 3 | 9 | 12 | 2 | 14 | 8 | 0 | 9 |
| 22. 生活環境に関する手続(駐車場、騒音対策など) | 2 | 4 | 4 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 |
| 23. 新しく展開した(今後展開予定の)事業分野に関する手続 | 3 | 4 | 1 | 4 | 2 | 1 | 0 | 4 | 0 | 4 | 2 | 1 | 3 |
| 24. 知的財産権の出願・審査に関する手続 | 8 | 12 | 4 | 12 | 8 | 1 | 2 | 7 | 0 | 14 | 9 | 1 | 13 |
| 25. 補助金の交付申請時の手続(申請書の作成、添付書類の作成・収集) | 20 | 29 | 10 | 16 | 9 | 7 | 1 | 11 | 6 | 18 | 8 | 5 | 14 |
| 26. 補助金の事後手続(実績等報告、確定検査等) | 11 | 20 | 6 | 5 | 6 | 5 | 0 | 10 | 3 | 9 | 6 | 1 | 8 |

調査時期 : 2016年11月

発送数 : 982名(1社1名)

回答数 : 173社、複数回答可

調査内容 : 事業者が日々の事業活動の中で、「どのような手続に」「どのような負担を感じているのか」